



熊本県公報

第 1 2 5 5 0 号

平成 28 年 9 月 2 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 平成 28 年 9 月熊本県議会定例会の招集…………… (財政課) 1
- 生活保護法に基づく指定施術者の指定…………… (社会福祉課) 1
- 身体障害者福祉法第 15 条第 1 項の規定に基づく医師の指定
…………… (障がい者支援課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の
変更の届出…………… (") 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の
指定…………… (") 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の
指定の更新…………… (") 3
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢者支援課) 4
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (") 4
- 予算の専決処分…………… (財政課) 4
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢者支援課) 7
- 土砂災害警戒区域の指定の解除…………… (砂防課) 7
- 土砂災害警戒区域の指定及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (") 7
- 保安林指定の予定…………… (森林保全課) 7
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 8
- 公 告**
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 8
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 8
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 8
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (") 9
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 10
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 10
- 熊本都市計画用途地域の変更(合志市決定)…………… (都市計画課) 11
- 県が設置する公の施設における指定管理者の募集(熊本北部
流域下水道)…………… (下水環境課) 11
- 県が設置する公の施設における指定管理者の募集(球磨川上
流域下水道)…………… (") 12
- 県が設置する公の施設における指定管理者の募集(八代北部
流域下水道)…………… (") 14
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 16
- 登 載 依 頼**
- 熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器
の借入りに係る契約の相手方の決定…………… (教育政策課) 17

告 示

熊本県告示第 776 号

平成 28 年 9 月 1 2 日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。

平成 28 年 9 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第 777 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 55 条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促
進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6
年法律第 30 号)第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。)の規定により指定
施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第 55 条の 3(中国残留邦人等の円

滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

平成28年9月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
木村 貴秀	暁山整骨院	阿蘇市一の宮町宮地 2417-1	平成28年6月2 9日
月足 真輔	きくよう整骨院	菊池郡菊陽町津久礼 2349-1	平成28年7月1 1日
荒木 大志	きくよう整骨院	菊池郡菊陽町津久礼 2349-1	平成28年7月1 1日
吉田 裕章	訪問鍼灸マッサージ KEIROW天草ス テーション	天草市丸尾町9-1 0サンハイツ馬場B -1号	平成28年7月1 日

(あん摩マッサージ指圧師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
吉田 裕章	訪問鍼灸マッサージ KEIROW天草ス テーション	天草市丸尾町9-1 0サンハイツ馬場B -1号	平成28年7月1 日

(はり師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
吉田 裕章	訪問鍼灸マッサージ KEIROW天草ス テーション	天草市丸尾町9-1 0サンハイツ馬場B -1号	平成28年7月1 日

(きゅう師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
吉田 裕章	訪問鍼灸マッサージ KEIROW天草ス テーション	天草市丸尾町9-1 0サンハイツ馬場B -1号	平成28年7月1 日

熊本県告示第778号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により身体障害者手帳の交付に係る診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則（平成7年熊本県規則第16号）第2条第1項の規定により告示する。

平成28年9月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称及び所在地	指定年月日
リハビリテーション科	兒玉 香菜子	医療法人社団聖和会有明成仁病院 玉名郡長洲町宮野2775番地	平成28年7月 29日
泌尿器科	佐藤 誠	山鹿市民医療センター 山鹿市山鹿511番地	平成28年7月 29日
外科	藏元 一崇	山鹿市民医療センター 山鹿市山鹿511番地	平成28年7月 29日
外科	別府 透	山鹿市民医療センター 山鹿市山鹿511番地	平成28年7月 29日
外科	宮村 俊一	山鹿市民医療センター 山鹿市山鹿511番地	平成28年7月 29日
神経内科	堤 明	人吉リハビリテーション病院 人吉市下新町359番地	平成28年7月 29日
内科	末光 昭子	天草セントラル病院 天草市五和町御領9093番地	平成28年7月 29日
外科	草野 秀一	天草厚生病院 天草市有明町小島子1360番地	平成28年7月 29日

小児科	岡田 拓巳	独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院 合志市須屋2659番地	平成28年7月29日
眼科	近藤 晶子	国立療養所菊池恵楓園 合志市栄3796番地	平成28年4月1日
呼吸器科	松岡 多香子	独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院 合志市須屋2659番地	平成28年4月1日

熊本県告示第779号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により告示する。

平成28年9月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
ファーコス薬局めろん	医療機関の名称	めろん薬局	ファーコス薬局 めろん	平成28年6月1日
ファーコス薬局おれんじ	医療機関の名称	おれんじ薬局	ファーコス薬局 おれんじ	平成28年7月1日

熊本県告示第780号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成28年9月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
南阿蘇調剤薬局 阿蘇郡高森町大字高森1612番地1	平成28年8月1日
中村薬局 阿蘇郡高森町大字高森1292番地	平成28年8月1日
ファミリー薬局 阿蘇郡南阿蘇村大字中松2850番地3	平成28年8月1日
ココ薬局 天草市八幡町76番1号	平成28年8月1日

（更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
谷田病院訪問看護ステーション 上益城郡甲佐町大字岩下123番地	平成28年8月1日

熊本県告示第781号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法69条の規定により公示する。

平成28年9月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
こがね町調剤薬局 八代市黄金町21番2	平成28年8月1日

熊本県告示第782号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
平成28年9月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社あゆみ	ケアプランセンターのどか	人吉市上青井町 167番地	平成28年 9月1日	居宅介護支援

熊本県告示第783号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
平成28年9月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人しらぬい会	居宅介護支援事業所しらぬい	八代市古閑上町 150番地4 ブリッジ古閑2 02号	平成28年 8月25日	居宅介護支援

熊本県告示第784号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により平成28年8月24日付けで専決した平成28年度熊本県一般会計補正予算（第10号）の要領は、次のとおりである。

平成28年9月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

専第24号

平成28年度熊本県一般会計補正予算（第10号）

平成28年度熊本県の一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ192,690千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,082,798,534千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年8月24日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		333,378,381	100,000	333,478,381
	1 国庫補助金	180,064,282	100,000	180,164,282
2 繰越金		1	25,690	25,691
	1 繰越金	1	25,690	25,691
3 県 債		117,007,000	67,000	117,074,000
	1 県 債	117,007,000	67,000	117,074,000
歳 入 合 計		1,082,605,844	192,690	1,082,798,534

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農 水 産 業 林 費		71,027,450	125,000	71,152,450
	1 水 産 業 費	5,506,578	125,000	5,631,578
2 災害復旧費		197,007,231	67,690	197,074,921
	1 商 工 災 害 復 旧 費	68,001,695	67,690	68,069,385
歳 出 合 計		1,082,605,844	192,690	1,082,798,534

第 2 表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
観 光 施 設 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	千円	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。)	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	千円				
	10,000	(その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			77,000	(補 正 前 に 同 じ)			

熊本県告示第 7 8 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。
平成 2 8 年 9 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社蘇峯	ケアセンター七彩	宇土市神馬町 7 0 1 番地 2	平成 2 8 年 9 月 1 日	居宅介護支援

熊本県告示第 7 8 6 号

平成 2 7 年 3 月 2 4 日熊本県告示第 3 0 3 号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 6 項において準用する同条第 4 項の規定により公示する。
平成 2 8 年 9 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西川内	天草市河浦町今富	別図 1 のとおり	土石流
西川内（中）	天草市河浦町今富	別図 2 のとおり	土石流

（別図 1 から別図 2 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 7 8 7 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
平成 2 8 年 9 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
西川内	天草市河浦町今富	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
西川内（中）	天草市河浦町今富	別図 2 のとおり	土石流	別図 2 のとおり

（別図 1 から別図 2 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 7 8 8 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。
平成 2 8 年 9 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字上田字カラ谷 5 5 7 0 番 1 7 （次の図に示す部分に限る。）、5 5 7 0 番 1 6
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
（1）立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字カラ谷5570番16・5570番17（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第789号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年9月2日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年9月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	水俣田浦線	水俣市大迫字竹平 1078番5地先から 水俣市大迫字京泊 1086番3地先まで	90.0	活力基盤 (改築)

2 供用を開始する期日 平成28年9月2日

公 告

熊本県公告第541号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年9月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北一丁目3924番2の一部、同3926番3の一部、同3928番1、同3928番3の一部、同3931番2の一部及び里道の一部
2,099.54平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区武蔵ヶ丘九丁目1番55-903号
荒木 浩二
菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北三丁目21番18号
荒木 剛

熊本県公告第542号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年9月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市上庄字喜瀬ノ上1178番2
356.93平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市幾久富1935番地2パークハイムB棟208号
中村 龍介

熊本県公告第543号

球磨郡湯前町に事務所を置く幸野溝土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定

により公告する。
平成28年9月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	赤池 精一郎	球磨郡湯前町1709番地1
理事	馴松 高	球磨郡湯前町5632番地
理事	白川 和好	球磨郡多良木町大字多良木1904番地
理事	山本 美富	球磨郡多良木町大字多良木560番地1
理事	高田 福次	球磨郡多良木町大字久米864番地
理事	古川 博義	球磨郡多良木町大字久米877番地
理事	三浦 稔	球磨郡多良木町大字久米1661番地
理事	宮原 辰紀	球磨郡あさぎり町岡原北834番地2
理事	吉武 一穂	球磨郡あさぎり町岡原北1134番地1
理事	生森 優	球磨郡あさぎり町岡原北499番地5
理事	緒方 保裕	球磨郡あさぎり町上北2215番地8
監事	皆越 貞利	球磨郡湯前町467番地2
監事	大森 重臣	球磨郡多良木町大字久米2060番地2
監事	丸山 春美	球磨郡あさぎり町岡原南2438番地
就任		
理事	赤城 羊一	球磨郡湯前町4936番地
理事	岩野 敬一	球磨郡湯前町2752番地
理事	山本 美富	球磨郡多良木町大字多良木560番地1
理事	野村 利寛	球磨郡多良木町大字多良木2710番地
理事	古川 博義	球磨郡多良木町大字久米877番地2
理事	三浦 稔	球磨郡多良木町大字久米1661番地
理事	野島 康一	球磨郡多良木町大字久米788番地
理事	宮原 辰紀	球磨郡あさぎり町岡原北834番地2
理事	生森 優	球磨郡あさぎり町岡原北499番地5
理事	松本 圭司	球磨郡あさぎり町岡原北812番地
理事	緒方 保裕	球磨郡あさぎり町上北2215番地8
監事	岩野 邦治	球磨郡湯前町5042番地
監事	藏座 庄藏	球磨郡多良木町大字久米1002番地
監事	川添 末廣	球磨郡あさぎり町岡原南1887番地2

熊本県公告第544号

熊本市に事務所を置く御幸木部土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成28年9月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	林田 哲也	熊本市南区御幸木部2丁目9番26号
理事	宇江城 安孝	熊本市南区御幸木部2丁目6番36号
理事	林田 浩一	熊本市南区御幸木部2丁目9番20号
理事	森田 昇	熊本市南区御幸木部3丁目20番50号
理事	下津 盛一	上益城郡嘉島町大字下仲間1335番地
監事	中島 澄江	熊本市南区御幸木部2丁目8番1号
監事	松村 繁輝	熊本市南区御幸木部2丁目8番2号
就任		
理事	宇江城 安孝	熊本市南区御幸木部2丁目6番36号
理事	林田 浩一	熊本市南区御幸木部2丁目9番20号
理事	下津 盛一	上益城郡嘉島町大字下仲間1335番地

理事	中川 誠也	熊本市南区御幸木部 3 丁目 7 番 1 0 号
理事	中野 弘三	熊本市南区御幸木部 3 丁目 7 番 2 0 号
監事	中島 澄江	熊本市南区御幸木部 2 丁目 8 番 1 号
監事	松村 繁輝	熊本市南区御幸木部 2 丁目 8 番 2 号

熊本県公告第 5 4 5 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 28 年 9 月 2 日から同月 15 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 28 年 9 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
林 二雄	八代市鏡町野崎	八代市千丁町新牟田字砂原 2 7 7 番 4
松永 豊	八代市鏡町野崎	八代市鏡町野崎字老番割 5 7 番ほか 4 筆
株式会社アグリ日奈久	八代市日奈久新開町	八代市日奈久新開町字大井手西割 2 3 番 1 ほか 5 筆
吉田 忠明	八代市郡築四番町	八代市郡築四番町 7 1 番 1 ほか 3 筆
松本 英男	八代市郡築五番町	八代市郡築四番町 3 4 番 1
岩崎 恭志	八代市井上町	八代市鏡町宝出字式参番割 7 4 6 番 1 ほか 8 筆

2 申請年月日

平成 28 年 8 月 1 6 日

熊本県公告第 5 4 6 号

合志市に事務所を置く西合志土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。

平成 28 年 9 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	大倉 一郎	合志市野々島 9 7 6 番地
理事	原 鉄雄	合志市野々島 3 2 7 2 番地
理事	九重 征	合志市野々島 3 1 0 2 番地
理事	松崎 眞治	合志市野々島 5 1 2 7 番地
理事	高本 義次	合志市野々島 3 6 8 2 番地
理事	工藤 隆行	合志市合生 3 4 8 0 番地
理事	村上 豊喜	合志市合生 1 4 9 2 番地
理事	上村 龍毅	合志市御代志 3 3 9 番地
理事	安武 俊朗	合志市上生 2 0 4 番地
監事	宮本 博	合志市野々島 4 8 7 0 番地
監事	松永 恭一	合志市合生 3 7 1 2 番地 2
監事	安永 伴雄	合志市上生 8 7 9 番地
就任		
理事	村上 幸記	合志市野々島 2 1 2 1 番地 2
理事	高島 一久	合志市野々島 3 0 3 9 番地
理事	宮本 博	合志市野々島 4 8 7 0 番地
理事	高本 篤男	合志市野々島 3 6 7 9 番地 1 5
理事	宮村 力	合志市合生 2 3 4 6 番地 1
理事	坂本 一幸	合志市合生 2 0 5 7 番地
理事	橋本 義晴	合志市御代志 4 6 6 番地 2

理事	安武 治幸	合志市上生358番地2
理事	角田 敏和	合志市上生888番地
監事	藤森 孝之	合志市野々島915番地
監事	上野 浩幸	合志市野々島5064番地
監事	工藤 哲生	合志市合生3326番地2

熊本県公告第547号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により合志市から熊本都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年9月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第548号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成28年9月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称
熊本北部流域下水道（以下「流域下水道」という。）
- (2) 場所
熊本県熊本市北区鶴羽田町12番地の1ほか
- (3) 施設の規模等
 - ア 全体計画処理面積 4,856ヘクタール
 - イ 全体計画処理人口 218,900人
 - ウ 全体計画日最大汚水量 1日当たり109,450立方メートル
 - エ 全体計画処理能力 1日当たり114,000立方メートル
- (4) 施設の概要
終末処理場（熊本北部浄化センター）、中継ポンプ場、幹線管きょ接続点流量測定システムほか

2 指定管理者が行う業務

- (1) 流域下水道の運転操作及び監視に関する業務
- (2) 流域下水道の施設、設備及び物品の維持管理、保守点検及び修繕に関する業務
- (3) その他指定管理者が流域下水道の管理上必要と認める業務

3 指定管理者の指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

4 参加資格

- 次の要件の全てを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事業所を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税、地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当であると認められる者でないこと。
- (8) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）に基づき登録を受けており、かつ、下水道法（昭和33年法律第79号）その他関係法令に規定する資格等を配置できること。
- (9) 県内における公共下水道又は流域下水道の下水処理施設（1施設当たりの現有処理能力が1日当たり10,000立方メートル以上で標準活性汚泥法による施設）に係る過去5年以内の維持管理実績があること。
- (10) 緊急時に対応するための十分な人的・物的な体制を整えていること。

5 申請の手続

- (1) 申請書類
 - 申請に当たっては、次の書類を提出すること。
 - ア 指定管理者指定申請書

- イ 事業計画書及び収支予算書
- ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- オ 申請の日の属する事業年度の前年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前年度における事業報告書その他団体の業務を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は、提出することを要しない。）
- ク 納税証明書
 - （ア）法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - （イ）熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
- ケ その他知事が必要と認める書類
 - （ア）県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 - （イ）グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
 - （ウ）「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づく申立書
- (2) 申請書の提出先
 熊本県土木部道路都市局下水環境課経営班（県庁行政棟本館 1 2 階）
 郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
 電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 2 9
- (3) 提出期間等
 平成 2 8 年 9 月 2 6 日（月）から平成 2 8 年 1 0 月 3 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする。
 提出は、持参又は郵送とし、郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後 5 時までには必着とする。電子メール、ファクシミリでの提出は、受け付けない。
- (4) 提出部数
 正本 1 部、副本 1 1 部
- 6 指定管理候補者の選定
 平成 2 8 年 1 0 月以降に開催予定の指定管理候補者選考委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会における指定管理候補者とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付
 5 の（2）に掲げる場所で、平成 2 8 年 9 月 2 日（金）から平成 2 8 年 1 0 月 3 日（月）までの間に交付する。
- 8 説明会
 - (1) 日時
 平成 2 8 年 9 月 8 日（木）午後 1 時 3 0 分
 - (2) 場所
 県庁土木部会議室（県庁行政棟本館 1 1 階）
 - (3) その他
 説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を 5 の（2）にあらかじめ連絡すること。
- 9 留意事項
 - (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
 - イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
 - (2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複写する。
 - (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成 1 2 年熊本県条例第 6 5 号）に基づく開示の請求により開示することがある。
- 1 0 その他
 - (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
 - (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
 - (3) 委託料は、流域下水道の維持管理に係る経費とする。
 - (4) 問合せ先
 5 の（2）に同じ。

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成28年9月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
 - (1) 名称
球磨川上流流域下水道（以下「流域下水道」という。）
 - (2) 場所
熊本県球磨郡錦町大字一武字平岩70番地の1ほか
 - (3) 施設の規模等

ア	全体計画処理面積	1, 436ヘクタール
イ	全体計画処理人口	21, 700人
ウ	全体計画日最大汚水量	1日当たり9, 925立方メートル
エ	全体計画処理能力	1日当たり12, 000立方メートル
 - (4) 施設の概要
終末処理場（球磨川上流浄化センター）、中継ポンプ場、マンホールポンプ、幹線管きょ流量測定システム、止水ゲートほか
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 流域下水道の運転操作及び監視に関する業務
 - (2) 流域下水道の施設、設備及び物品の維持管理、保守点検及び修繕に関する業務
 - (3) その他指定管理者が流域下水道の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
- 4 参加資格
次の要件の全てを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 県内に事業所を有すること。
 - (3) 熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税、地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当であると認められる者でないこと。
 - (8) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）に基づく登録を受けており、かつ、下水道法（昭和33年法律第79号）その他関係法令に規定する資格者等を配置できること。
 - (9) 県内における公共下水道又は流域下水道の下水処理施設（1施設当たりの現有処理能力が1日当たり10, 000立方メートル以上で標準活性汚泥法による施設）に係る過去5年以内の維持管理実績があること。
 - (10) 緊急時に対応するための十分な人的・物的な体制を整えていること。
- 5 申請の手続
 - (1) 申請書類
申請に当たっては、次の書類を提出すること。

ア	指定管理者指定申請書						
イ	事業計画書及び収支予算書						
ウ	定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類						
エ	法人にあっては、当該法人の登記簿謄本						
オ	申請の日の属する事業年度の前年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類						
カ	申請の日の属する事業年度の前年度における事業報告書その他団体の業務を明らかにする書類						
キ	労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は、提出することを要しない。）						
ク	納税証明書 <table border="0"> <tr> <td>(ア)</td> <td>法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書</td> </tr> <tr> <td>(イ)</td> <td>熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者）にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税について未納がないことの証明書</td> </tr> </table>	(ア)	法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書	(イ)	熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者）にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税について未納がないことの証明書		
(ア)	法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書						
(イ)	熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者）にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税について未納がないことの証明書						
ケ	その他知事が必要と認める書類 <table border="0"> <tr> <td>(ア)</td> <td>県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳</td> </tr> <tr> <td>(イ)</td> <td>グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体を明らかにした書類）</td> </tr> <tr> <td>(ウ)</td> <td>「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づく申立書</td> </tr> </table>	(ア)	県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳	(イ)	グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体を明らかにした書類）	(ウ)	「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づく申立書
(ア)	県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳						
(イ)	グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体を明らかにした書類）						
(ウ)	「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づく申立書						

- (2) 申請書の提出先
熊本県土木部道路都市局下水環境課経営班（県庁行政棟本館12階）
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2529
- (3) 提出期間等
平成28年9月26日（月）から平成28年10月3日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
提出は、持参又は郵送とし、郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。電子メール、ファクシミリでの提出は、受け付けない。
- (4) 提出部数
正本1部、副本11部
- 6 指定管理候補者の選定
平成28年10月以降に開催予定の指定管理候補者選考委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会における指定管理候補者とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付
5の(2)に掲げる場所で、平成28年9月2日（金）から平成28年10月3日（月）までの間に交付する。
- 8 説明会
(1) 日時
平成28年9月8日（木）午後1時30分
(2) 場所
県庁土木部会議室（県庁行政棟本館11階）
(3) その他
説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の(2)にあらかじめ連絡すること。
- 9 留意事項
(1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
オ その他指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
(2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複写する。
(3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
(1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
(2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
(3) 委託料は、流域下水道の維持管理に係る経費とする。
(4) 問合せ先
5の(2)に同じ。

熊本県公告第550号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成28年9月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
(1) 名称
八代北部流域下水道（以下「流域下水道」という。）
(2) 場所
熊本県八代市鏡町芝口11番割551ほか
(3) 施設の規模等
ア 全体計画処理面積 1,163ヘクタール
イ 全体計画処理人口 29,600人
ウ 全体計画日最大汚水量 1日当たり11,040立方メートル
エ 全体計画処理能力 1日当たり13,600立方メートル
(4) 施設の概要
終末処理場（八代北部浄化センター）、中継ポンプ場、マンホールポンプ、幹線管きょ流量測定システム、止水ゲートほか
- 2 指定管理者が行う業務
(1) 流域下水道の運転操作及び監視に関する業務
(2) 流域下水道の施設、設備及び物品の維持管理、保守点検及び修繕に関する業務

- (3) その他指定管理者が流域下水道の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
- 4 参加資格
次の要件の全てを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 県内に事業所を有すること。
 - (3) 熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税、地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当であると認められる者でないこと。
 - (8) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）に基づく登録を受けており、かつ、下水道法（昭和33年法律第79号）その他関係法令に規定する資格者等を配置できること。
 - (9) 県内における公共下水道又は流域下水道の下水処理施設（1施設当たりの現有処理能力が1日当たり10,000立方メートル以上で標準活性汚泥法による施設）に係る過去5年以内の維持管理実績があること。
 - (10) 緊急時に対応するための十分な人的・物的な体制を整えていること。
- 5 申請の手続
 - (1) 申請書類
申請に当たっては、次の書類を提出すること。
 - ア 指定管理者指定申請書
 - イ 事業計画書及び収支予算書
 - ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
 - オ 申請の日の属する事業年度の前年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
 - カ 申請の日の属する事業年度の前年度における事業報告書その他団体の業務を明らかにする書類
 - キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は、提出することを要しない。）
 - ク 納税証明書
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - (イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
 - ケ その他知事が必要と認める書類
 - (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 - (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
 - (ウ) 「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づく申立書
 - (2) 申請書の提出先
熊本県土木部道路都市局下水環境課経営班（県庁行政棟本館12階）
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2529
 - (3) 提出期間等
平成28年9月26日（月）から平成28年10月3日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
提出は、持参又は郵送とし、郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時まで必着とする。電子メール、ファクシミリでの提出は、受け付けない。
 - (4) 提出部数
正本1部、副本11部
- 6 指定管理候補者の選定
平成28年10月以降に開催予定の指定管理候補者選考委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会における指定管理候補者とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付
5の(2)に掲げる場所で、平成28年9月2日（金）から平成28年10月3日（月）までの間に交付する。
- 8 説明会

- (1) 日時
平成28年9月8日(木)午後1時30分
 - (2) 場所
県庁土木部会議室(県庁行政棟本館11階)
 - (3) その他
説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の(2)にあらかじめ連絡すること。
- 9 留意事項
- (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
 - イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適當と認められるとき。
 - (2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複写する。
 - (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
 - (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
 - (3) 委託料は、流域下水道の維持管理に係る経費とする。
 - (4) 問合せ先
5の(2)に同じ。

熊本県公告第551号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
平成28年9月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1237号	炭酸カルシウム肥料	炭酸石灰	アルカリ分 : 53.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町4丁目78番地	平成34年 9月4日
熊本県肥第1238号	炭酸カルシウム肥料	6.0炭酸苦土石灰	アルカリ分 : 53.0 可溶性苦土 : 6.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町4丁目78番地	平成34年 9月4日
熊本県肥第1239号	炭酸カルシウム肥料	10.0炭酸苦土石灰	アルカリ分 : 53.0 可溶性苦土 : 10.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町4丁目78番地	平成34年 9月4日
熊本県肥第1240号	炭酸カルシウム肥料	10.0粒状炭酸苦土石灰	アルカリ分 : 54.0 可溶性苦土 : 10.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町4丁目78番地	平成34年 9月4日

登載依頼

熊本県教育委員会公告第18号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年9月2日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ
ア 教育用コンピュータ 246セット
イ その他周辺機器及びソフトウェア
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班
郵便番号862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成28年7月7日
- 4 落札者の名称及び住所
肥銀リース株式会社
熊本県熊本市中央区国府1丁目20番1号
- 5 落札金額（月額）
1,101,600円（うち消費税及び地方消費税の額81,600円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成28年5月27日